

資料 7 1 - 2

特定信書便事業の許可及び事業計画の変更の認可に
ついて

(諮問第1207号)



諮問第 1207 号
令和 3 年 2 月 19 日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 多賀谷 一照 殿

総務大臣 武田 良

諮問書

株式会社原子力セキュリティサービス（代表取締役 佐野 浩一）ほか 11 者から、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 29 条の規定に基づき、特定信書便事業の許可の申請が、近畿総合管理株式会社（代表取締役 右田 竹郎）から、同法第 34 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づく事業計画の変更の認可申請があった。申請の概要は、別紙 1 のとおりである。

許可申請について審査した結果は別紙 2 のとおりであり、いずれも同法第 31 条各号に掲げる基準に適合しており、かつ、同法第 34 条において準用する同法第 8 条各号に掲げる者に該当しないと認められる。また、変更の認可申請について審査した結果は、別紙 3 のとおりであり、同法第 31 条各号に掲げる基準に適合していると認められる。

よって、許可申請については同法第 29 条の許可をすることとし、変更の認可申請については同法第 34 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づく認可をすることとしたい。

上記について、同法第 38 条第 2 号の規定に基づき諮問する。

特定信書便事業の許可申請及び 事業計画の変更の認可申請の概要

令和3年2月19日

総務省

1 事業の許可申請

(1) 申請者及び提供サービスの概要

申請者名 (本社所在地)	資本金/ 出資金 (注1)	主な事業 (前年度売上高) (注2)	提供 サービス (注3)			提供区域	提供サービス概要	事業 開始 予定日
			1 号	2 号	3 号			
1 (株)原子力セキュリティサー ビス (茨城県那珂郡東海村)	3,035万円	警備業 (10億4,370万円)	○			【1号役務】 茨城県	【1号役務】 既存顧客を巡回する役務を見込んでいる。	令和3年 4月1日
2 (株)ロジテム軽貨便 (東京都大田区)	3,000万円	貨物運送業 (4億4,780万円)	○			【1号役務】 東京都(離島を除く。)、神 奈川県	【1号役務】 既存顧客の本社及び支社を巡回するサービスを見込 んでいる。	令和3年 4月1日
3 東邦海陸運輸(株) (東京都港区)	3,600万円	貨物運送業 (4億3,583万円)	○			【1号役務】 東京都(離島を除く。)、神 奈川県、千葉県、埼玉県	【1号役務】 既存顧客の本社及び支社を巡回する役務を見込んで いる。	令和3年 4月1日
4 (株)アクシスプロジェクト (東京都足立区)	1,000万円	貨物運送業 (8億697万円)	○		○	【1号役務】、【3号役務】 東京都(離島を除く。)、埼 玉県、千葉県、神奈川県	【1号役務】 既存顧客の本社及び支社を巡回する役務を見込んで いる。 【3号役務】 既存顧客から差し出される契約書等の信書便物の送 達を見込んでいる。	令和3年 3月1日
5 (株)リック (静岡県富士市)	2,700万円	ポスティング業 (6億55万円)	○			【1号役務】 静岡県	【1号役務】 自治体の発出する文書を定期集配する役務を見込ん でいる。	令和3年 4月1日

※注1:直近の決算年度における額を記載。

※注2:直近の決算年度における額を記載。

※注3:民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第7項各号に定めるサービスをいう。¹

申請者名 (本社所在地)	資本金/ 出資金 (注1)	主な事業 (前年度売上高) (注2)	提供 サービス (注3)			提供区域	提供サービス概要	事業 開始 予定日	
			1 号	2 号	3 号				
6	トヨタモビリティパーツ(株) (愛知県名古屋市)	150億円 (注4)	自動車小売業 (2,845億5,480万円) (注4)	○			【1号役務】 岐阜県、広島県	【1号役務】 自社営業所管内を巡回する役務を見込んでいる。	令和3年 4月1日
7	湖北通運(株) (滋賀県長浜市)	2,000万円	貨物運送業 (2億827万円)	○			【1号役務】 滋賀県	【1号役務】 自治体あての文書配達業務を見込んでいる。	令和3年 4月1日
8	(株)ミヤビ・コーポレーション (大阪府東大阪市)	1,000万円	貨物運送業 (12億4,216万円)	○		○	【1号役務】、【3号役務】 大阪府	【1号役務】 既存顧客の本社及び支店を巡回する役務を見込んでいる。 【3号役務】 既存顧客から差し出される契約書等の信書便物の送達を見込んでいる。	令和3年 4月1日
9	淡路共正陸運(株) (兵庫県洲本市)	5,000万円	貨物運送業 (128億5,430万円)	○			【1号役務】 兵庫県	【1号役務】 自治体の支所等を巡回する役務を見込んでいる。	令和3年 4月1日
10	(株)松山ロジテック (愛媛県松山市)	300万円	貨物運送業 (1億4,621万円)	○		○	【1号役務】、【3号役務】 愛媛県	【1号役務】 官公庁の本庁及び支所を巡回する役務を見込んでいる。 【3号役務】 既存顧客から差し出される契約書等の信書便物の送達を見込んでいる。	令和3年 3月1日
11	九州警備運送(株) (福岡県北九州市)	300万円 (注5)	貨物運送事業 (6,605万円) (注5)	○			【1号役務】 福岡県(離島を除く。)	【1号役務】 既存顧客から差し出される契約書等の信書便物の送達を見込んでいる。	令和3年 4月1日
12	OAS運輸(株) (沖縄県豊見城市)	1,000万円	貨物運送業 (7億1,541万円)	○		○	【1号役務】、【3号役務】 沖縄県(離島を除く。)	【1号役務】 既存顧客の本社及び支社間を巡回する役務を見込んでいる。 【3号役務】 既存顧客から差し出される契約書等の信書便物の送達を見込んでいる。	令和3年 4月1日

※注4: 令和2年1月設立であり決算期を経ていないため、令和2年4月1日～9月30日の見込額を記載。

※注5: 1月31日が決算日のため、令和2年1月1日～12月31日の見込額を記載。

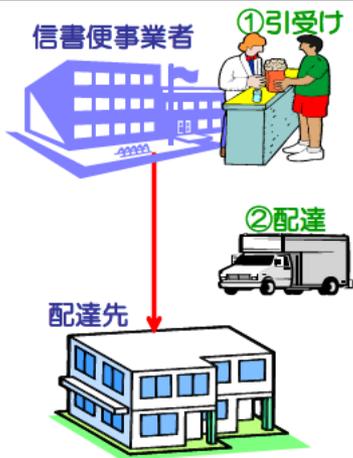
(2) 引受け及び配達の方法

申請者名		引受の方法				配達の方法
		同社営業所で引受け	利用者の指定場所で引受け	巡回先で引受け	定期集配先で引受け	
1	(株)原子力セキュリティサービス	1号	1号	1号	1号	対面交付、郵便受箱への投函又はメール室への配達
2	(株)ロジテム軽貨便			1号	1号	対面交付、郵便受箱への投函又はメール室への配達
3	東邦海陸運輸(株)			1号	1号	対面交付
4	(株)アクシスプロジェクト		1号、3号	1号、3号	1号、3号	対面交付、郵便受箱への投函又はメール室への配達
5	(株)リック			1号	1号	対面交付、郵便受箱への投函又はメール室への配達

申請者名		引受の方法				配達の方法
		同社営業所で引受け	利用者の指定場所で引受け	巡回先で引受け	定期集配先で引受け	
6	トヨタモビリティパーツ(株)	1号	1号	1号	1号	対面交付、郵便受箱への投函又はメール室への配達
7	湖北通運(株)			1号		郵便受箱への投函又はメール室への配達
8	(株)ミヤビ・コーポレーション	1号、3号	1号、3号	1号、3号	1号、3号	対面交付、郵便受箱への投函又はメール室への配達
9	淡路共正陸運(株)			1号		対面交付又はメール室への配達
10	(株)松山ロジテック	1号、3号	1号、3号	1号、3号	1号、3号	対面交付、郵便受箱への投函又はメール室への配達
11	九州警備運送(株)			1号		対面交付
12	OAS運輸(株)	1号、3号	1号、3号	1号、3号	1号、3号	対面交付、郵便受箱への投函又はメール室への配達

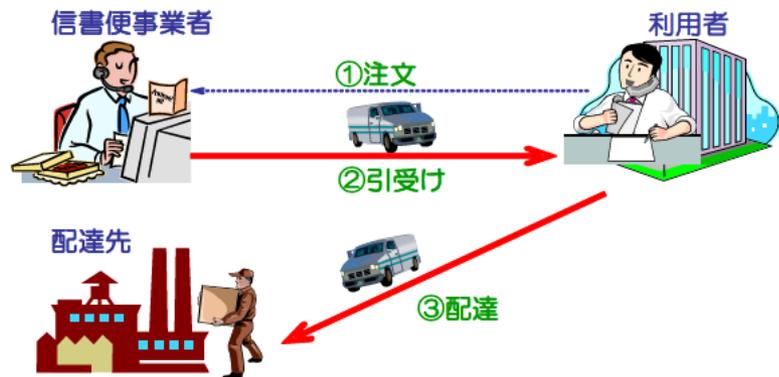
【参考】提供サービスの概要

営業所引受けサービス



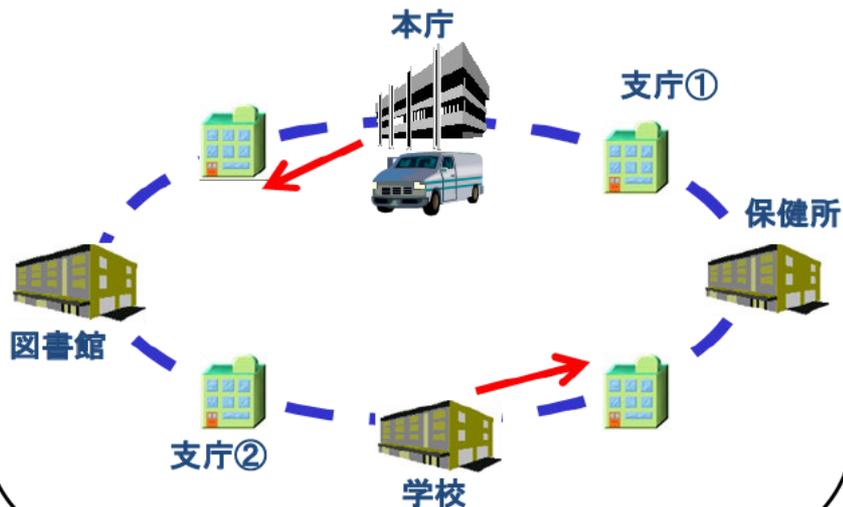
注文集配サービス

電話やインターネット等により注文を受けて、個別に利用者の指定場所に向いて引受け、受取人に配達するサービス



巡回集配サービス

あらかじめ定めたルート巡回して、各巡回先で信書便物を順次引受け、配達するサービス



定期集配サービス

あらかじめ定めたルートを定期的に運行して、各集配先で信書便物を順次引受け、配達するサービス



(3) 信書便事業収支見積(委員限り)

その1 収入の部

申請者名		利用見込通数(月)	単価	信書便事業見込収入(年間)
1	(株)原子カセキュリティサービス			
2	(株)ロジテム軽貨便			
3	東邦海陸運輸(株)			
4	(株)アクシスプロジェクト			
5	(株)リック			

申請者名		利用見込通数(月)	単価	信書便事業見込収入(年間)
6	トヨタモビリティパーツ(株)			
7	湖北通運(株)			
8	(株)ミヤビ・コーポレーション			
9	淡路共正陸運(株)			
10	(株)松山ロジテック			
11	<u>九州警備運送(株)</u>			
12	OAS運輸(株)			

注: 消費税の会計処理方法は、下線を付した者は税込み、下線の無いものは税抜きにより、それぞれ単価及び見込収入を計上。以下、同じ。

(3) 信書便事業収支見積(委員限り)

その2 支出及び利益の部

(単位:万円)

申請者名	年度	信書便事業収入	信書便事業支出					信書便事業営業利益 (営業利益率) (注1)	当期純利益 (税引前利益) (注2)
			合計	人件費	経費	減価償却費	その他 (業務委託費等)		
1									
2									
3									
4									
5									

注1: 信書便事業営業利益は、信書便事業収入から信書便事業支出の合計を除いた額。

営業利益率 = 信書便事業営業利益 ÷ 信書便事業収入

注2: 当期純利益は、会社全体としての利益を表している。

本資料は委員限り

(単位:万円)

申請者名	年度	信書便 事業 収入	信書便事業支出					信書便事業 営業利益 (営業利益率) (注1)	当期 純利益 (税引前利益) (注2)
			合計	人件費	経費	減価 償却費	その他 (業務委 託費等)		
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									

注1: 信書便事業営業利益は、信書便事業収入から信書便事業支出の合計を除いた額。

営業利益率 = 信書便事業営業利益 ÷ 信書便事業収入

注2: 当期純利益は、会社全体としての利益を表している。

本資料は委員限り

(4) 資金計画（委員限り）

（単位：万円）

	申請者名	純資産の額(注1)	事業開始に要する資金(注2)	資金の調達方法
1	(株)原子カセキュリティサービス			
2	(株)ロジテム軽貨便			
3	東邦海陸運輸(株)			
4	(株)アクシスプロジェクト			
5	(株)リック			
6	トヨタモビリティパーツ(株)			
7	湖北通運(株)			
8	(株)ミヤビ・コーポレーション			
9	淡路共正陸運(株)			
10	(株)松山ロジテック			
11	九州警備運送(株)			
12	OAS運輸(株)			

注1：純資産の額は、資産から負債を差し引いた額。直近の決算年度における純資産の額を記載。

注2：事業開始に要する資金は、人件費の2か月分、賃借料の1か年分、車両等の取得価格等の合計額。

注3：令和2年4月9日現在の見込額を記載。

注4：令和2年12月31日現在の見込額を記載。

2 事業計画の変更の認可申請

(1) 申請者及び変更の概要

申請者名 (本社所在地)	資本金	主な事業 (前年度売上高)	変更概要	変更 予定日
近畿総合管理(株) (大阪府寝屋川市)	1,000万円	警備業 (7億7,345万円)	1号役務の追加(注1)	令和3年 4月1日

※注: 民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第7項各1号に定めるサービスをいう。

(2) 引受け及び配達の方法

申請者名	引受の方法				配達の方法
	同社営業所で引受け	利用者の指定場所で引受け	巡回先で引受け	定期集配先で引受け	
近畿総合管理(株)	<u>1号</u> 、3号	<u>1号</u> 、3号	<u>1号</u> 、3号	<u>1号</u> 、3号	対面交付、郵便受箱への投函又はメール室への配達

注: 下線部分は今回追加するもの。

(3) 信書便事業収支見積(委員限り)

その1 収入の部

申請者名	利用見込通数(月)	単価	信書便事業見込収入(年間)
近畿総合管理(株)			

注: 下線は今回追加するもの。

(3) 信書便事業収支見積(委員限り)

その2 支出及び利益の部

(単位:万円)

申請者名	年度	信書便 事業 収入	信書便事業支出					信書便事業 営業利益 (営業利益率) (注1)	当期 純利益 (税引前利益) (注2)
			合計	人件費	経費	減価 償却費	その他 (業務委 託費等)		
近畿総合管理(株)									

注1: 信書便事業営業利益は、信書便事業収入から信書便事業支出の合計を除いた額。

営業利益率 = 信書便事業営業利益 ÷ 信書便事業収入

注2: 当期純利益は、会社全体としての利益を表している。

(4) 資金計画（委員限り）

（単位：万円）

申請者名	純資産の額(注1)	事業開始に要する資金(注2)	資金の調達方法
近畿総合管理(株)			

注1:純資産の額は、資産から負債を差し引いた額。直近の決算年度における純資産の額を記載。

注2:事業開始に要する資金は、人件費の2か月分、賃借料の1か年分等の合計額。

特定信書便事業の許可申請の審査結果の概要

株式会社原子力セキュリティサービスほか 11 者からの特定信書便事業の許可申請について審査した結果の概要は、以下のとおりである。

いずれの申請についても民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号。以下「法」という。）第 31 条各号に掲げる基準に適合しており、かつ、法第 34 条において準用する法第 8 条各号に掲げる者に該当しないものと認められる。

- 1 その事業の計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであること。

（法第 31 条第 1 号）

項目	審査概要	適否
引受け	引受けの方法が明確に記載されており、信書便管理規程の遵守義務のある者が差出人から直接引き受けることとされていることから、秘密を保護するため適切なものである。	適
配達	配達の方法が明確に記載されており、信書便管理規程の遵守義務のある者が配達し、受取人に直接引き渡しや受取人のメール室へ配達すること等の手段により、配達することが規定されていることから、秘密を保護するため適切なものである。	適
委託	委託契約書において、受託者に信書便管理規程の遵守義務が課されていること等から、秘密を保護するため適切なものである。 (業務委託予定申請者 1 者)	適

- 2 その事業の遂行上適切な計画を有するものであること。

（法第 31 条第 2 号）

項目	審査概要		適否
事業収支 見積り	対象年度	事業開始の初年度及び翌年度を対象としている。	適
	算出方法	信書便事業収入は、契約が見込まれる者との間で予定する契約額や顧客へのヒアリング調査の結果を基に算出した推定取扱通数に予定単価を乗じた額等を、その他の収入は、前年度の実績を元に算出しており、適正かつ明確に算出されている。信書便事業支出は、項目ごとに積み上げた額又は兼業する事業との案分による額を、その他支出は、信書便事業と案分した額を除いた上で前年度の実績を元に算出しており、適正かつ明確に算出されている。	適

役務内容が法に適合していること	申請のあった役務内容は、それぞれの役務の種類に応じた法の規定に適合している。	適
委託	信書便の業務の一部を委託する方法が、自ら当該業務を実施する方法よりも経済的であるという特別の事情が認められる。また、委託契約書において、取扱いの責任及び第三者への再委託の禁止が規定されている。 (業務委託予定申請者 1 者)	適

3 その事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

(法第 31 条第 3 号)

項目	審査概要	適否
資金	事業の開始に要する資金の見積りの算出方法が適切かつ明確であり、調達できることについて明確な裏付けのある自己資金により調達することとしている。	適
行政庁の許可等	事業を営むために必要な許可等を取得済みである。	適

4 欠格事由に該当しないこと。

(法第 34 条において準用する法第 8 条)

いずれの申請者とも該当なし

事業計画の変更の認可申請の審査結果の概要

事業計画の変更の認可申請のあった近畿総合管理株式会社について審査した結果の概要は以下のとおりであり、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号。以下「法」という。)第34条により読み替えて準用する法第12条第2項に基づく第31条各号に掲げる基準に適合しているものと認められる。

- 1 その事業の計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであること。(法第31条第1号)

項目	審査概要	適否
引受け	従前と同様であり変更なし。	適
配達	従前と同様であり変更なし。	適

- 2 その事業の遂行上適切な計画を有するものであること。(法第31条第2号)

項目	審査概要		適否
事業収支 見積り	対象年度	初年度及び翌年度を対象としている。	適
	算出方法	信書便事業収入は、契約が見込まれる者との間で予定する契約額や前年度実績額を基に算出した推定取扱通数に予定単価を乗じた額等を、その他の収入は、前年度の実績を元に算出しており、適正かつ明確に算出されている。信書便事業支出は、項目ごとに積み上げた額又は兼業する事業との案分による額を、その他支出は、信書便事業と案分した額を除いた上で前年度の実績を元に算出しており、適正かつ明確に算出されている。	適
役務内容が 法に適合して いること	申請のあった役務内容はそれぞれの役務の種類に応じた法の規定に適合している。		適

- 3 その事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。(法第31条第3号)

項目	審査概要	適否
資金	従前と同様であり変更なし。	適
行政庁の許可等	従前と同様であり変更なし。	適